

第22期第6回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和4年1月25日（火） 13：30～14：45

II 場 所：相馬会場（主会場） 相馬双葉漁業協同組合2階中会議室
(相馬市尾浜字追川196)
いわき会場（副会場） 福島県水産会館研修室
(いわき市中央台飯野四丁目3-1)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）
議案第2号 福島県資源管理指針の変更について（協議）
議案第3号 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）

議案第4号 いかつり漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

- ア 第36回太平洋広域漁業調整委員会の結果について
イ 全国海区漁業調整委員会連合会会長副会長会議の結果について
ウ 漁業権に係る資源管理状況等の報告について

- 6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

- 1 委 員 (15名)

(1) 出席者 13名

今野 智光 会長	鈴木 哲二 会長代理	今泉 浩一 委員
狩野 一男 委員	平 仁一 委員	永瀬 哲浩 委員
森田 政利 委員	山下 博行 委員	渡邊 登 委員
川邊 みどり 委員 (WEB参加)	久保木 幸子 委員	
渡邊 千夏子 委員 (WEB参加)	宮下 朋子 委員 (WEB参加)	

(2) 欠席者 1名

吉田 康男 委員 吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産課技師	森口 隆大（WEB参加）
水産事務所長	石田 敏則
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 副主査	川本 和宏
〃 主事	千野 力
〃 専門員	坂本 純一

1 開会（13:30～）

事務局 (根本主幹)	<p>それでは、定刻となりましたので、これより第22期第6回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>はじめに出席者の変更について、御説明いたします。資料の2ページをお開きください。</p> <p>委員の出席につきましては、本日、吉田康男委員が、所用のため急遽御欠席となっております。</p> <p>次に、知事部局、事務局側ですが、相馬会場については、人数を絞る観点から、水産課からの出席が水野課長と事務局宗形副主査の2名となっております。</p>
---------------	---

2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。</p> <p>本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、年始めのお忙しい中、第22期第6回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>予定では、対面での開催を考えておりましたが、ここにきて、新型コロナの感染が再び拡大しております。残念ですが、前回に引き続き相馬といわきの二つの会場での開催となりました。また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員におかれましては、御多忙のため、WEBで御参加頂いております。皆様には御協力いただきありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、知事部局からの諮問1議題、協議事項2議題、海区委員会指示1議題、報告事項3議題を予定しております。</p> <p>十分に御協議いただければと思います。よろしくお願ひします。</p>

3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は、吉田康男委員、吉田数博委員を除く13名の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が4名の御出席、また、川邊委員、渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適當と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
---------------	---

4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、議事録署名人には、渡邊登委員、宮下委員を指名いたします。 両委員には、よろしくお願ひいたします。
両委員	(「はい」)

5 議題

事務局 (根本主幹)	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願ひいたします。
---------------	---

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）

議長	それでは、議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
水野課長	議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量について、御説明いたします。 資料の5ページをお開きください。 貴委員会に知事から発出いたしました諮問文の写しでございます。 資料の6ページをお開きください。 諮問の内容でございます。くろまぐろの令和4年4月から1年間の本県における漁獲可能量を定めるものでございます。 福島県報によって公表する告示の案により諮問しております。 資料の7ページをご覧ください。 定める内容等の説明でございます。1の概要でございますが、特定水産資源、国が漁獲量の上限を設定して管理する水産資源でございますが、「さんま」、「ずわいがに」などが指定されており、そのうち福島県に対しまして知事管理に配分がある「くろまぐろ」、「まあじ」、「まいわし」、「さば類」について、知事が漁獲可能量を定めるものでございます。 また、貴委員会の意見を聴くこととされているものでございます。 2に記載のとおり、根拠法令は漁業法でございまして、その第16条に規定されているものでございます。 3の策定の必要性でございますが、資料8ページをお開きくだ

さい。

国の通知の写しでございますが、令和4年4月1日に始まる「くろまぐろ小型魚、30kg未満」と「大型魚」の令和4管理期間の本県への当初配分数量の通知がございましたことから、その配分量の範囲内で知事管理漁獲可能量を定めるものでございます。

資料7ページにお戻りください。

4の定める内容でございます。小型魚につきまして、国の配分が現在の令和3管理年度より増えております。配分の仕方については、県の資源管理方針に定めており、細かい漁業種類ごとに細分化せずに全量を漁獲可能量としております。

本日、答申をいただいた後の予定でございますが、国に協議し、承認を得たうえで、3月中の決定、公表で進めてまいります。

なお、資料6ページの告示の案につきましては、文書法規上の軽微な修正については、知事部局に一任いただきますよう併せてお願いいいたします。

説明は以上でございます。

御審議よろしくお願いいいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	福島県のくろまぐろについての漁業の状況がどのようになっているのか御説明お願いします。特に小型魚と大型魚のこういった割合で不都合なことはないのかについても教えていただければと思います。 よろしくお願ひします。
水野課長	福島県におけるくろまぐろの漁獲状況についてですが、主にひき釣りにより漁獲されております。制度上では、広域漁業調整委員会の承認を受けた皆様が利用されております。 また、福島県では、漁業種類には配分しないということで、刺し網の混獲など漁業者の皆様が通常の制度上で漁獲されたものも含めておりますが、主には、ひき釣りということになります。 配分量につきましては、福島県の特殊事情ということで平成23年以降、沿岸漁業の操業自粛によりくろまぐろの漁獲実績がないという状況ですが、本来であれば、国の配分は前年度の実績に応じて、各県に配分ということになります。福島県については、前年度の漁獲実績がなくても平成22年当時の漁獲量またはそれ以上を配分いただいており、漁業を営むうえでの支障がない程度の量を配分いただいているのかと考えております。
川邊委員	わかりました。 ありがとうございます。
議長	他に御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)

議長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第1号、令和4年1月13日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の举手をお願いします。
各委員	(举手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の3名についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第1号について「異議なし」で答申することに決定されました。

議案第2号 福島県資源管理指針の変更について（協議）

議長	それでは、議案第2号「福島県資源管理指針の変更について（協議）」を議題といたします。 知事から協議されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
水野課長	議案第2号、福島県資源管理指針の変更については、資料9ページを御覧ください。 令和4年1月14日付け3生流第3933号で福島県知事から貴委員会に協議いたしました。現在の指針は平成23年4月14日付けで策定し、平成29年11月27日付けで変更したもので、今回、その内容の変更について協議するものです。 はじめに、資料10ページ一番下の「【参考】資源管理指針とは」を御覧ください。 資源管理指針は、漁業調整規則や漁業権行使規則、海区漁業調整委員会指示などの公的規制や、資源回復計画に基づいて実施してきた取組、さらに、漁業者が自主的に行ってきました取組などを総合的に取り纏めた指針を県が作成することとされています。 一方、漁業者の皆様はこの指針に基づき操業する漁業種類や地区別などグループをつくり、資源管理計画を作成し、実践することにより、漁業共済加入に対する国からの支援制度と「積立ふらす」の活用が可能となります。 本県の沿岸漁業は、震災後、操業自粛を余儀なくされ、漁業共済加入に必要な共済金算定基礎データである水揚実績（金額）が得られなくなったことから、加入できない状態が続いていました。 しかし、令和3年3月末をもって試験操業が終了し、4月から本格操業に向けた取組へと移行したことから、最低1年間の水揚実績を積み上げたうえで令和4年度以降での漁業共済への再加入を検討できる状態となりました。

現在、資源管理計画の作成は行われていませんが、今後、沿岸漁業者の皆様より制度利用の希望があった際、県として体制を整えておく必要があり、今回は指針の変更を協議するものです。

なお、令和2年12月に策定した「福島県資源管理方針」は、改正漁業法に基づく新しい制度に基づくものであり、今回の「指針」は旧制度に基づくものです。現在、各都道府県では新制度への移行を進めておりますが、本県ではまず、旧制度に基づく「資源管理計画」の策定が必要となっているものです。

資料10ページの記の1のとおり、今回の変更は「福島県の漁業状況及び資源状況等の変化に伴う更新」となっており、内容としては、最後に指針を変更した平成29年以降の水揚げデータの追加などの時点修正と試験操業の終了による記載の変更となっております。

今回の変更では、細かな文言の修正等を行うものであり、添付しました、福島県資源管理指針新旧対照表により主だったところを説明させていただきます。

資料の33ページをお開きください。

表組の左側が変更する内容でございます。令和3年3月末での試験操業の終了及び4月からの本格的な操業に向けた取組が開始されたことについて追記しております。

資料の34ページをお開きください。

統計値の追加でございます。

次に35ページを御覧ください。

資源管理に取り組みながら少ない労力で高い収益を目指す「ふくしま型漁業」を追記しております。

次の36ページにつきましては、漁業法改正に伴う資源管理制度の変更に対応した修正、次の37ページは昨年3月に相馬市に整備を進めてきました種苗生産施設、水産資源研究所の完成に伴う修正でございます。

続いて40ページを御覧ください。

船びき網漁業でのコウナゴ漁の不漁について記載しました。

以上が主だった変更点でございます。

今後の事務手続ですが、回答をいただいたのち、その内容により、必要な修正を行った後、国と協議を行うなど進めてまいり、変更案を決定いたします。

なお、国との協議の過程などでの軽微な字句等の修正につきましては、知事部局に一任いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

御審議よろしくお願ひします。

議長 ただ今の説明に対して、御質疑はございませんか。

川邊委員 御説明ありがとうございます。

また教えていただきたいところがあるのですが、35ページの

	<p>資源管理指針の3資源管理の方向性のところですが、不勉強で知らなくて申し訳ないのですが、新しい文言で、少ない努力で高い利益を確保する「ふくしま型漁業」の実現のため、震災前の6割の努力量を資源管理の基本とするとあるのですが、元々の漁獲高、金額の方を確保していく方向性なのでしょうか。もう少し御説明いただけだと大変ありがたいです。</p>
水野課長	<p>「ふくしま型漁業」については、目指す姿といたしましては、少ない労力、つまり、具体的に申しますと震災後に増えた資源の状況を見て、一番効率的に使う姿として提案したものでございます。</p> <p>資源が増えていることを踏まえて、震災前の6割の漁獲努力、操業を行うことで、魚が増えているから、震災前の8割のトン数が捕れる。8割のトン数でも資源状況が良くなり、大型の魚になっていること、それから鮮度保持、消費者の皆様からの信頼、値段も大型化により上がることも踏まえて、水揚げは震災前と同じ金額を確保する。</p> <p>さらには、震災によって漁業者の人数、許可数も減っている中、経営体ごとの水揚げが震災前の2割程度向上する姿を描いておりまして、少ない努力で、経営が豊かになり、さらにキログラムベースで8割の漁獲ということですけれども、尾数ベースでは、さらに少ない尾数の資源を利用するので、資源の持続性も確保もできるということになり、震災後、操業自粛で厳しい中、将来に希望を持って漁業に取り組んでいただく姿としては、魅力的な福島県の漁業を目指そうということで、県で考えまして、組合長会議でも御理解頂き、進めている取り組みでございます。</p>
川邊委員	<p>ありがとうございます。 そのように実現されれば良いなと思っております。 ありがとうございました。</p>
議長	他に御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第2号、令和4年1月14日付けで知事から協議のありました「福島県資源管理指針の変更について」は、「異議なし」で回答することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の3名についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第2号について「異

	議なし」で回答することに決定されました。
議案第3号 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について (協議)	
議長	<p>それでは、議案第3号「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)」を議題といたします。</p> <p>知事から協議されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
水野課長	<p>議案第3号、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について説明いたします。</p> <p>資料52ページをお開きください。</p> <p>知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正につきまして、貴委員会の意見を求める協議文の写しでございます。</p> <p>資料の53ページを御覧ください。</p> <p>現行の取扱方針と改正案の新旧対照表でございます。第3の追加でございます。知事許可の有効期間は福島県漁業調整規則により3年とされており、3年ごとに一斉に許可を更新することになっておりますが、例外的に、一斉更新と異なる時期に新規の許可を発給する場合、その許可の有効期間を短縮し、一斉更新の許可と同じ期日に終了することを定めるものでございます。</p> <p>資料の54ページをお開きください。</p> <p>改正後の取扱方針でございます。</p> <p>資料の55ページをお開きください。</p> <p>改正の概要でございます。1の概要、※に記載しましたが、許可数等の管理上の支障とならないよう、すでに許可された知事許可がある場合は、既に許可された同じ許可の有効期間の満了日と合わせるため、追加の公示をする許可についてはその期間を短縮することについて、昨年、令和3年12月1日に、被災漁船に限定したものでございますが、令和2年12月以降の新たな漁業制度のもとで初めての許可の有効期間の満了に伴うものではない新規の許可等に関する公示に合わせ、異議ない旨の答申をいただいております。</p> <p>この許可の有効期間の短縮につきましては、毎回の新規の許可の度に判断するのではなく、将来の新規の許可についても同じように適用していきたいと考えており、取扱方針に定めたいというものでございます。</p> <p>なお、3の付帯決議でございますが、文書法規上の軽微な字句修正につきましては知事に一任いただきたいというものでございます。</p> <p>御説明は、以上でございます。</p> <p>よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第3号、令和4年1月13日付けで知事から協議のありました「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は、「異議なし」で回答することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の3名についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第3号について「異議なし」で回答することに決定されました。

議案第4号 いかつり漁業に関する委員会指示について

議長	それでは、議案第4号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	議案第4号、いかつり漁業に関する委員会指示について御説明いたします。 資料は、56ページからになります。 57ページを御覧ください。 指示発動の経過について説明いたします。昭和51年2月の海区全員協議会におきまして、水産試験場の調査結果から、本県沖合にスルメイカの漁場形成の可能性があること、相馬原釜の底びき網船から、裏作として新規着業の意向があつたことから、承認制導入の要望がありました。さらに、当時、茨城県、宮城県が承認制としたこと、また、底びき網船との競合等を調整する必要が生じたことから、昭和51年7月に、初めて委員会指示が発動されました。 その後、指示の内容につきましては、表に示したとおり、対象船舶、操業期間、操業区域、承認枠等に関する適宜調整がなされ、平成20年以降、現在の形に落ち着いています。 次に、資料の58ページを御覧ください。 平成18年以降の道県別の承認枠、承認実績、操業実績を示しております。県外船の承認実績は、平成18年の67隻から徐々に減少しております。震災のあった平成23年以降は10~13隻を承認しております。 また、操業自粛が終了した令和3年度につきましては、岩手県、千葉県からも申請があり、合計16隻を承認しております。 ただし、現時点は、操業実績はございません。 この内、県内船の承認実績につきましては、平成22年の23

隻から、震災後はゼロとなっておりましたが、令和元年度以降、漁協無所属船から申請があり、2隻を承認しております。

これまで、本県沿岸漁業は、原発事故の影響により操業自粛となっていましたが、令和3年3月末で試験操業が終了し、今後、他県船も含めて操業が行われる可能性がありますので、従来同様、委員会指示の発動が必要と考えます。

承認隻数の枠につきましては、平成20年以降同様に、表の一番下に示しましたとおり、県内船には枠を設けず、県外船には150隻の枠とすることを御提案いたします。

なお、参考まで59ページに本県のいかり漁業による水揚げ実績を載せておりますが、説明は省略させていただきます。

委員会指示の案につきましては、資料56ページのとおりで、これを朗読して、御提案といたします。

<指示朗読>

説明は以上でございます。

御審議についてよろしくお願ひいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
鈴木委員	県内の承認船、令和元年から2隻承認されていることですが、どちらの漁協に所属されている漁船なのか、まず伺いたいです。よろしくお願ひします。
事務局 (根本主幹)	県内船2隻の所属ということでよろしいでしょうか。 こちらの2隻については、漁協に所属されていない、いわきの漁業者になります。
鈴木委員	漁協に所属されていないというところが聞き取れなかったので、その確認でした。 そうであれば、4の漁獲成績の報告の義務があるかと思いますが、これについて、令和元年度、令和2年度の漁獲実績等については、どのような状況だったのか教えて頂けますでしょうか。
事務局 (根本主幹)	漁獲実績については、提出されておりますが、漁獲がなかったという報告になっております。
鈴木委員	わかりました。
川邊委員	似たような御質問なのですが、この2隻は漁協に所属されていないということで、当初の底びきの裏作的な漁ではなくなっているのでしょうか。 平成23年では、承認23隻とたくさんいたのですが、そのあたりの状況を教えてください。 お願ひします。
事務局 (根本主幹)	底びき網の裏作としては、震災前も操業が行われていなかったと記憶しているのですが、その他、小型船で何隻か操業実績があ

	る方が震災前はいらっしゃいました。
川邊委員	わかりました。 今の2隻の方は漁協に所属されていないということで、どのような経営体になるのでしょうか。
事務局 (根本主幹)	漁業をやるという意思を示しまして、漁船登録をされている方で、今回のいか釣りに関しましても操業したいということで、申請がありまして、書類上整っているということで、承認を出しております。
川邊委員	わかりました。 ありがとうございます。
議長	他に御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第4号「いかつり漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の3名についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり発動することに決定されました。

(2) 報告事項

ア 第36回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

議長	続きまして、報告事項ア「第36回太平洋広域漁業調整委員会の結果について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	報告事項ア、第36回太平洋広域漁業調整委員会の結果について、御報告いたします。 資料の60ページをお開きください。 本委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行う委員会となります。第36回委員会は、令和3年11月22日にWEBにて開催されました。 鈴木委員は所用のため御出席できませんでしたが、私根本が傍聴しましたので、御報告いたします。 今回は、本県に關係の深い議題について御報告いたします。 まず、太平洋北部会につきましては、主に沖合性資源の資源や資源管理について、水産庁、水産研究センターから説明がありました。

	<p>資料の6 1ページを御覧ください。</p> <p>沖合性資源の4魚種の資源水準、動向が示してあります。サメガレイについては、資源水準は低位で動向としては増加、キチジは、水準は高位、動向は増加、ヤナギムシガレイは、水準は高位、動向は横ばい、キアンコウは、水準は高位、動向は増加となっております。</p>
	<p>資料の6 2ページを御覧ください。</p> <p>こちらに魚種や関係漁法の資源管理内容が記載されております。保護区や休漁、漁具の制限等の取組が行われております。</p>
	<p>6 3ページには保護区の概略図を載せております。</p> <p>次に同日の午後に開催された本会議について御説明します。</p>
	<p>資料の6 4ページを御覧ください。</p> <p>本会議では広域資源の内、マサバ、クロマグロの資源管理について、水産庁、水産研究所から説明がありました。また、TAC魚種拡大に向けたスケジュールや令和4年度の資源管理関係予算についての説明もございました。</p>
	<p>マサバにつきましては、資源状況は良いとの説明がありましたが、漁業者代表の委員の方々からは、想定どおり獲れていない。南下する時期がずれているのではないかといった意見がございました。</p>
	<p>次にクロマグロですが、資料の6 8ページを御覧ください。</p> <p>令和3年度は、広域委員会の承認の更新時期であったことから、その概要について説明がありました。</p>
	<p>TAC魚種については、資料の7 1ページを御覧ください。</p> <p>今後、順次拡大していくことの説明がありました。</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>なお、詳細な資料を御希望する場合は、後ほど、事務局へお申し付け願います。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
永瀬委員	<p>クロマグロの漁獲枠に対して、福島県で承認持っている方で割ると何匹くらいなの。1艘に対して、枠あるよね。ひき釣りの。その承認持っている船に対して、11トンを1艘あたりで割ると何キロになるの。</p> <p>たぶん、承認に対して、メジマグロ3匹くらいで終わるんだよね。</p> <p>他の県から文句は出ないのかと思って。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>承認の数となると知事部局になってしまいますが、確かに枠が非常に少なくて、広域委員会の中でも他県からもっと枠を増やしてほしいというような御意見ございました。</p> <p>国の方でも国際的な会議の場で決まる部分もありますので、国としても漁獲枠の増加を各国に求めていくという話がありまして、今回も若干ではありますが、枠が増えるという話が出ており</p>

	<p>ました。</p> <p>ただ、漁業者の皆さんが納得するような数字にはなっていない状況です。</p>
永瀬委員	<p>根本さんに聞きたいのだが、いか釣りの承認について、漁獲実績もなく、承認を出すことに問題はないのか</p>
事務局 (根本主幹)	<p>漁獲の実績はありませんが、引き続き操業する意思があるということで申請があり、書類が整っておりましたので承認を出すという形になっております。</p>
永瀬委員	<p>漁業者なら良いが漁業の実績がほとんどないと聞いている。承認してもよいのか。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>書類上は漁業者となっておりますので、書類が整っておりましたので、承認しております。</p>
永瀬委員	<p>仕方ないですね。</p> <p>私達のように組合に所属している人が、やりたいから承認がほしいというならわかるけれども。</p> <p>そこら辺はどうなの。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>あくまで書類が整っていますので、承認をさせていただいております。</p>
永瀬委員	<p>あんまり出し過ぎるのではないか。</p> <p>漁船登録していれば、承認を出すというのは如何なものか。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>いろいろご意見があることは承知しておりますので、よろしくお願いします。</p>
永瀬委員	いいよ。
議長	よろしいですか。
川邊委員	<p>私からもその点についてお伺いしてもよろしいでしょうか。</p> <p>いか釣りの承認を得ている2隻について、ちょっと聞けないかと思ったのですが、話のついでにお伺いできればと思ったのですが、こういうときに漁業協同組合に入るよう働きかけはしないのでしょうか。</p>
議長	<p>許可制度が、昨年ですか。変わりまして漁業者限定という出し方ではなくなりました。それで今回指摘のあったようなことが起きるのだと思います。</p> <p>旧許可制度でしたら、漁業者に限定されておりましたが、改正となり、一般の方も申請できるという制度になりました。</p>
根本主幹	漁協所属者ではなくてもということですね。
議長	漁協所属者ではなくてもという改正法になりましたので、私達も不満はありますが、今の制度では、致し方ないのかなと思います。
川邊委員	漁業者ではない企業も参画されるようになっているとは思いますけれども、それでも漁協に所属してよと言うほどではないのですね。

水野課長	<p>漁協に所属するしないというのは、知事許可にしても、大臣許可にしても、先ほどのようないか釣りのような承認にしましても、漁協に所属していないから許可しないという取扱いは禁止になっているというのが、現状の制度でございます。</p> <p>県といたしましては、漁業共同組合に入って、皆様と連携、協力しながら漁場を秩序を持って利用していただきたいということでおきれば漁業協同組合に入っていただくことが望ましいと考えております。</p> <p>先ほどのいか釣りの漁業者につきましても、漁協に入ることを検討してくれということをお願いしたことはございますけれども、現在も漁協に所属していないという状況でございます。</p>
川邊委員	<p>わかりました。</p> <p>これからもそういう事例が増えていくのかなと心配なところではあるなと思いました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
議長	他に御質疑はありませんか。
永瀬委員	<p>相馬の方では、もめ事はまだ起きてないか。漁協所属者でなくとも市場で魚が売れるでしょ。売る人にもよるけど、変な人が入ってきて売ることがある。そういう話は、相馬の方では、まだないか。</p> <p>要は、漁船登録した漁協無所属者から市場に揚げて良いかと来ることはあるか。</p>
議長	相馬の方では、漁業協同組合ではないが、日立木にある公設市場では、水産庁が来たときに、漁業協同組合では、検査証明書を出して出荷している状況の中で、公設市場では、レジャー船や釣り船の魚を販売している実態があり、なぜ組合員だけが検査証を出して出荷して、公設市場では検査しないで出荷できるのかという実態を調べてくださいと要望はしました。
永瀬委員	組合の方でも納得しているのか。
議長	県漁連のことは鈴木委員に聞いてください。そういう事例を把握していると思います。
永瀬委員	<p>私達の所でもあるのだが、あまり良い人ではない人が増えてくると漁協の方でも対応が間に合わなくなると思う。</p> <p>そのあたりはどう思っているのかな。水産庁とかは。</p>
議長	水産庁がどう思っているか誰に聞けばいいのか、今聞く相手がないので、少し議題の方から横に逸れている気がしますので、何かの機会があったときに問題を提起していただければと思いますが、よろしいですか。
永瀬委員	はい。
議長	他に御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)

議長	ただ今の報告につきましては、御承知願います。
----	------------------------

イ 全国海区漁業調整委員会連合会会長副会長会議の結果について

議長	続きまして、報告事項イ「全国海区漁業調整委員会連合会会長副会長会議の結果について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	<p>報告事項イ、全国海区漁業調整委員会連合会会長副会長会議の結果について、御報告いたします。</p> <p>資料の72ページを御覧ください。</p> <p>本会議は、令和3年12月10日に対面にて東京で開催されました。福島海区からは、全国の副会長である今野会長と事務局の私が出席しております。</p> <p>会議の議題は、令和3年度の各ブロック会議の協議状況、特に国への要望事項について協議されました。</p> <p>資料の74ページから、要望事項の項目について記載されております。福島県から提案した要望については、資料の77ページを御覧ください。</p> <p>本県からは、遊漁者の組織化と漁業者の資源管理の取組みを協議、周知出来る体制を整えて欲しいとの要望を提案しておりましたが、原案どおり要望することとなりました。今後は、3月の役員会までに文面等の調整が行われ、最終的には5月の全漁調連の総会で決定されます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

ウ 漁業権に係る資源管理状況等の報告について

議長	続きまして、報告事項ウ「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」 知事部局から説明願います。
水野課長	<p>報告事項のウ、漁業権に係る資源管理状況等の報告につきましては、資料の78ページをお開きください。</p> <p>以下、84ページまで貴委員会に対する報告でございます。</p> <p>資料の79ページをお開きください。</p> <p>1の概要、2の根拠法令でございますが、改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用するための仕組みが強化されており、その中で、漁業権に係る資源管理状況等の報告が県から漁業権の免許を受けている漁協の年1回以上の報告が義務付けられており、報告を受けた知事は、その内容を確認し意見を付して貴委員会に報告することとされたものでございます。</p> <p>報告に先立ち、資料の86ページと87ページをお開きくださ</p>

い。

福島県における海面の漁業権の免許状況でございます。いわき市漁協、小名浜機船底曳網漁協、相馬双葉漁協の3漁協に免許しております。地先の定着性資源を対象とする第1種共同漁業権、その沖側までの範囲の移動性のある資源を網でとる第2種共同漁業権、あわせて27の共同漁業権を免許しております。

次の88ページを御覧ください。

ノリ養殖など、区画漁業権を相馬市の松川浦に6件免許しております。

報告の項だけにつきましては、資料の85ページ、参考、根拠法令等をご覧ください。

漁業法第90条に基づく報告でございまして、漁業法施行規則第28条第2項に報告事項が規定されております。

資料の81ページから84ページが、免許を受けている3漁協の報告を取りまとめたものでございます。

資料79ページにお戻りください。

4の報告結果に漁協から受けた報告の概要を記載しております。

まず、(1)でございますが、資源管理と資源増殖、養殖における漁場管理につきまして整理したものでございます。81ページ以下の表の備考欄の記載を整理したものでございます。

資料80ページにお戻りください。(2)漁場の活用状況でございますが、別紙2、資料の81ページ以下、操業等の実績につきまして、数値での報告となっております。

資料80ページ最後、(3)のその他の取り組みにつきましては、密漁対策等でございます。これも、各漁協より回答のあった内容を別紙2、資料の81ページ以下の備考欄にまとめました。

資料の78ページをお開きください。

県の意見を記載しております。東日本大震災による大きな被害、その後の原子力災害により操業自粛を余儀なくされたこと、昨年令和3年4月以降、本格操業に向けた操業拡大の取り組みに舵を切った状況であることを踏まえ、漁場の利用がない、または少ない漁業権漁場があることはやむを得ないとしております。これは、資料の81ページ以下、あわび漁業などの一部で、未だ、実績がない部分があることに関する記述でございます。

資料の78ページにお戻りいただきまして、最後の一行でございますが、有効な漁場利用に向け、引き続き、操業拡大の取り組みを求める内容といたしました。

なお、この報告についても議事録として県のホームページで公表しますが、水揚げ量と金額につきましては、漁業の経営内容に係るものであり、除いて公表いたします。

報告事項ウの御説明は以上でございます。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

6 閉会

議長	これで予定された議題については終了しました。これをもちまして、第22期第6回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。 皆さま、お疲れ様でした。
----	--

令和4年1月25日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会長：今野智光 

議事録署名人：渡邊立 

議事録署名人：宮下朋子 